

2023年4月14日

お客さま各位

損害保険ジャパン株式会社  
団体・公務開発部第三課

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 特定感染症危険補償特約等の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

このような状況を踏まえ、傷害を補償する保険の特定感染症危険補償特約等の取扱いを下記のとおりいたしますので、ご確認ください。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

### 1. 傷害保険等の特定感染症危険補償特約等の取扱いについて

特定感染症危険補償特約等は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約であるため、従来、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症危険補償特約等がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を自動セットすることで、「感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていました。今般、「新型コロナウイルス感染症」が「感染症法」上の「五類感染症」に位置づけられることにより、この定義に該当しなくなるため、2023年5月8日以降（※）に発病した場合、以下の特約をセットしていても保険始期に関わらず保険金支払いの対象外となります。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<対象商品>

商品	特約	ご加入タイプ
団体傷害保険 (傷害総合保険)	特定感染症危険補償特約	ファミリーコース (AA、BB、CC、DD、XX、MM) カップルコース (EE、FF、GG、HH、YY、NN) パーソナルコース (II、JJ、KK、LL、ZZ、OO)

#### ■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL:03-3349-5408

<受付時間>平日：午前9時から午後5時まで

#### ■取扱代理店

損保ジャパンパートナーズ株式会社

〒160-8338

東京都新宿区西新宿 2-1-1

新宿三井ビルディング 17階

TEL:0120-668-209

<受付時間>平日：午前9時から午後5時まで

以上